

担 当	職業安定部職業安定課	
	課長	橋本一司
	課長補佐	佐藤博行
	電話	078-367-0803

「日雇派遣労働者派遣実績調査」の結果概要

1 調査の概要

日雇派遣労働者(日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者)の雇用の安定を図るための施策のひとつとして、常用就職支援と日雇労働求職者給付をセットで行う日雇労働求職者給付金制度があり、その周知に併せて、兵庫労働局独自のものとして日雇派遣労働者数等の調査を行った。

兵庫県内で一般労働者派遣事業の許可を受けている927事業所(平成20年2月1日現在)に対し調査票を郵送し、平成19年12月1日～12月31日の間の日雇派遣労働者派遣実績の回答をファックスにより求めた。

調査期間

調査票発送 平成20年2月29日

回答期限日 平成20年3月14日

2 調査実績

調査対象事業所数	927 事業所
回答のあった事業所数	585 事業所
日雇派遣実績のある事業所数	65 事業所
延人員	24,058 人日
実人員	4,423 人
実績のない事業所数	520 事業所

調査対象事業所数 927事業所(内18件の文書返戻あり)

報告受理件数 585事業所

回答のあった事業所における、日雇派遣実績のある事業所の割合 11.1%

(65÷585×100=11.1%)

3 参考

日雇派遣労働者を対象に、常用就職支援と日雇労働求職者給付を行う公共職業安定所として、神戸公共職業安定所が指定された。

日雇派遣労働者の方へ

～日雇労働求職者給付金について～

1 日雇労働求職者給付金の制度とは

日雇派遣で働く方が失業した（派遣会社に予約登録していたが派遣されなかった）場合に、雇用保険制度の給付金である日雇労働求職者給付金（以下「給付金」といいます。）を支給して、その方の生活の安定を図りつつ、常用就職に向けた支援を行います。

2 給付金を受給できる日雇派遣労働者の方(下記「3」の日雇手帳の交付を受けられる方)

就労支援とセットで行う給付金の支給は、次のいずれにもあてはまる方が対象です。

(1) 現在、日ごとの雇用契約により派遣労働を行っている方（30日以内の期間を定めて雇用され、派遣労働を行っている方も含みます。）

(2) ①今後、常用就職を希望している方又は②ハローワークにおいて常用就職に対する意識の喚起・支援が可能と判断した方

※ 同じ派遣会社で週20時間以上働く状態が一定期間継続すると、当該派遣会社において一般被保険者として雇用保険に加入できる可能性が高くなります。

※ 上記(1)又は(2)にあてはまらない方は、安定所にご相談ください。

3 雇用保険日雇労働被保険者手帳(以下「日雇手帳」といいます。)の交付

上記「2」に該当する方は、本人の住所地を管轄するハローワーク（住所地の管轄がハローワーク灘、ハローワーク西神の方はハローワーク神戸）に、①雇用保険日雇労働被保険者資格取得届（届出様式はハローワークで配布しています）、②住民票の写し等住所を確認できる一定の公的書類及び③日雇労働被保険者派遣登録証明書（日雇派遣を受けている全ての派遣会社に対し、労働者本人が発行を求めます。届出様式はハローワークで配布しています。）を提出し、日雇手帳の交付を受けます。

4 日雇手帳の交付を受けた方が日雇派遣で働いて賃金の支払いを受けるときは、必ず派遣会社に手帳を提出し、賃金を受け取る際に、雇用保険印紙(以下「印紙」といいます。)の貼付を受けてください。

派遣会社に日雇手帳を提出しないと、印紙の貼付を受けられず、給付金を受けられなくなることがあります。

※ 日雇労働者の場合、雇用保険の一般保険料に加えて、印紙を貼付することで印紙保険料を納付します。

5 給付金を受給する資格

失業した（派遣会社に予約登録していたが派遣されなかった）月の前月と前々月の2月間に、通算26枚以上の印紙が手帳に貼られているとき、その月に給付金を受給する資格が発生します。

6 給付金を受給するためには

受給資格がある月の失業した日に、指定されたハローワークの、指定した時間に来所し、①日雇手帳、②労働者派遣契約不成立証明書（失業の日の前日までに、派遣会社に対し、労働者本人が発行を求めます。本人の辞退によって派遣されなかった場合は発行されません）、③失業の認定（及び不就労日）に関する届書を提出し、毎回、常用就職のための職業相談等を経た上で、その日の「失業の認定」を受けなければなりません。

厚生労働省 兵庫労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

詳しくは最寄りのハローワークまで